



鳥取県公報

令和4年6月10日（金）
第9406号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の変更の届出（332）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2 第13次鳥獣保護管理事業計画（333）（緑豊かな自然課）・・・・・・・・・・ 2 鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画等の決定（334）（〃）・・・・・・・・・・ 2 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止（335）（〃）・・・・・・・・・・ 3 第二種特定鳥獣の狩猟期間の延長（336）（〃）・・・・・・・・・・ 3 第二種特定鳥獣の猟法の禁止の解除（337）（〃）・・・・・・・・・・ 3 公共測量の実施（3件）（338～340）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正（13）・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	クリーニング師試験の実施（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 5 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 6 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・ 7 警備員指導教育責任者講習の実施（〃）・・・・・・・・・・ 8
◇ 調達公告	落札者の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 11

告 示

鳥取県告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項及び第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業者、介護予防事業者及び介護予防・日常生活支援事業者の主たる事務所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和4年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町末長503	大山町社会福祉協議会通所介護だいせん	西伯郡大山町末長503	通所介護	令和4年4月1日
アイプラス調剤薬局株式会社	広島県福山市沖野上町二丁目1-14	アイプラス薬局四日市店	米子市四日市50-2	居宅療養管理指導	”

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
アイプラス調剤薬局株式会社	広島県福山市沖野上町二丁目1-14	アイプラス薬局四日市店	米子市四日市50-2	介護予防居宅療養管理指導	令和4年4月1日

3 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	変更年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町末長503	大山町社会福祉協議会通所介護だいせん	西伯郡大山町末長503	第1号通所事業による支援に相当する支援	令和4年4月1日

鳥取県告示第333号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定に基づき、第13次鳥獣保護管理事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示する。

令和4年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 第13次鳥獣保護管理事業計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2 第13次鳥獣保護管理事業計画の内容

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、計画書を鳥取県生活環境部緑豊かな自然課、中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課及び西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第334号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定に基づ

き、鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画、鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画及び鳥取県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画を定めたので、同法第7条の2第3項において準用する同法第4条第5項の規定により、次のとおり告示する。

（「次のとおり」は、省略し、計画書を鳥取県生活環境部緑豊かな自然課、中部総合事務所環境建築局環境・循環推進課及び西部総合事務所環境建築局環境・循環推進課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

令和4年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第335号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

令和4年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 捕獲等を禁止する対象狩猟鳥獣の種類 ツキノワグマ
- 2 捕獲等を禁止する区域 鳥取県全域
- 3 捕獲等を禁止する期間 令和4年12月15日から令和5年2月15日までの日、同年12月15日から令和6年2月15日までの日、同年12月15日から令和7年2月15日までの日、同年12月15日から令和8年2月15日までの日及び同年12月15日から令和9年2月15日までの日

鳥取県告示第336号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣の狩猟の期間を延長する。

令和4年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 狩猟の期間を延長する第二種特定鳥獣の種類 イノシシ及びニホンジカ
- 2 狩猟の期間を延長する区域 鳥取県全域
- 3 延長する狩猟の期間 令和4年11月1日から同月14日までの日、令和5年2月16日から同月28日までの日、同年11月1日から同月14日までの日、令和6年2月16日から同月29日までの日、同年11月1日から同月14日までの日、令和7年2月16日から同月28日までの日、同年11月1日から同月14日までの日、令和8年2月16日から同月28日までの日、同年11月1日から同月14日までの日及び令和9年2月16日から同月28日までの日

鳥取県告示第337号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣の猟法の禁止を解除する。

令和4年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 猟法の禁止を解除する第二種特定鳥獣の種類 イノシシ及びニホンジカ
- 2 猟法の禁止を解除する区域 鳥取県全域
- 3 猟法の禁止を解除する期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 禁止を解除する猟法の種類 くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるものに限る。）を使用する方法

鳥取県告示第338号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定によ

り告示する。

令和4年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成及び砂防基盤図作成）
- 2 作業期間 令和4年4月18日から令和5年3月15日まで
- 3 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町並びに八頭郡若桜町、智頭町及び八頭町

鳥取県告示第339号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成及び砂防基盤図作成）
- 2 作業期間 令和4年4月20日から令和5年2月15日まで
- 3 作業地域 倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町

鳥取県告示第340号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成及び砂防基盤図作成）
- 2 作業期間 令和4年4月20日から令和5年3月15日まで
- 3 作業地域 米子市、西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町並びに日野郡日南町、日野町及び江府町

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第13号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

令和4年6月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
1・2 略 3 身体障害者支援施設 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">施設名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>伏野つばさ園</u></td> <td style="text-align: center;"><u>鳥取市伏野2259-43</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	施設名	所在地	略		<u>伏野つばさ園</u>	<u>鳥取市伏野2259-43</u>	略		1・2 略 3 身体障害者支援施設 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">施設名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">所在地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>障害者福祉センタ</u> <u>ーあさひ園</u></td> <td style="text-align: center;"><u>鳥取市湖山町西三丁目113</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	施設名	所在地	略		<u>障害者福祉センタ</u> <u>ーあさひ園</u>	<u>鳥取市湖山町西三丁目113</u>	略	
施設名	所在地																
略																	
<u>伏野つばさ園</u>	<u>鳥取市伏野2259-43</u>																
略																	
施設名	所在地																
略																	
<u>障害者福祉センタ</u> <u>ーあさひ園</u>	<u>鳥取市湖山町西三丁目113</u>																
略																	
4 略	4 略																

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和4年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

区 分	日	時
学 科 試 験	令和4年10月6日（木）	午前9時30分から午前11時10分まで
実 地 試 験	令和4年10月6日（木）	午前11時30分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）
 - イ 洗たく物の処理に関する技能（アイロン仕上げ）
- (4) 試験時間は次のとおりとする。
 - ア 学科試験（衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識） 1時間30分
 - イ 実地試験
 - (ア) 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別） 各4分
 - (イ) 洗たく物の処理に関する技能（アイロン仕上げ） 8分
- (5) 試験には、受験通知書及び筆記用具を持参しなければならない。

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。）であること。

5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

- ア 履歴書（日本産業規格によるもの）
- イ 受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）
- エ 受験手数料の納付済証（銀行等で領収印が押印されたもの）

(2) 受付期間

令和4年8月1日（月）から同月26日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、令和4年8月26日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるもの限り受け付ける。）

(3) 提出先等

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所環境建築局又は鳥取市市民生活部環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取市市民生活部環境局（〒680-8571 鳥取市幸町71）

鳥取県中部総合事務所環境建築局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所環境建築局（〒683-0054 米子市糺町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とする。

県内に居住する者は住所地を所管する各総合事務所環境建築局又は鳥取市市民生活部環境局から、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課から、手交又は郵送により納付書の交付を受け、当該納付書により納付すること。

なお、既納の手数料は、還付しない。

7 合格者の発表

(1) 発表日 令和4年10月28日（金）

(2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

(1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、試験当日午前9時30分までに試験会場に集合すること。

(3) 試験開始後30分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。

(4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていること、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話0857-26-7185）又は所管の各総合事務所環境建築局若しくは鳥取市市民生活部環境局に照会すること。

(6) 郵便等により願書を請求する場合は、84円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

(7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降1月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和4年6月10日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。（定員15人）

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。（定員15人）

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
----	----	-----	-----	-----------

初心者講習	令和4年7月6日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎3階 第302会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察 署の管内に居住する者
経験者講習	令和4年7月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,900円
- イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和4年6月10日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和4年7月10日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和4年7月11日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	5人
令和4年7月25日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和4年7月5日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
令和4年7月12日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和4年7月19日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和4年7月26日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和4年7月26日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 12,700円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和4年6月10日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 講習に係る警備業務の区分

- ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）
- イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）
- ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 講習の区分

ア 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

イ 講習規則第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）

2 実施日時

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	実施時間
1号警備業務	新規取得講習	令和4年9月5日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和4年9月6日（火）、同月7日（水）、同月9日（金）及び同月12日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和4年9月8日（木）	午前11時30分から午後5時10分まで
		令和4年9月13日（火）	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和4年9月8日（木）	午前11時から午後5時10分まで
		令和4年9月9日（金）及び同月12日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和4年9月13日（火）	午前8時30分から午後2時まで
2号警備業務及び3号警備業務	新規取得講習	令和4年9月5日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和4年9月6日（火）、同月7日（水）及び同月12日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和4年9月9日（金）	午後1時20分から午後5時10分まで
		令和4年9月13日（火）	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和4年9月9日（金）	午後0時50分から午後5時10分まで
		令和4年9月12日（月）	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和4年9月13日（火）	午前8時30分から午後2時まで
4号警備業務	新規取得講習	令和4年9月5日（月）	午前8時50分から午後6時10分まで
		令和4年9月6日（火）及び同月7日（水）	午前8時30分から午後5時10分まで
		令和4年9月8日（木）	午前11時30分から午後5時10分まで
		令和4年9月9日（金）	午前8時30分から午前11時20分まで
		令和4年9月13日（火）	午前8時30分から午後2時まで
	追加取得講習	令和4年9月8日（木）	午前11時から午後5時10分まで
		令和4年9月9日（金）	午前8時30分から午前11時20分まで
		令和4年9月13日（火）	午前8時30分から午後2時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

4 受講定員

- (1) 新規取得講習 各警備業務とも10名
- (2) 追加取得講習 各警備業務とも5名

5 講習事項

(1) 新規取得講習

- ア 警備業務実施の基本原則に関すること。
- イ 法その他警備業務の実施の適正を確保するため必要な法令に関すること。
- ウ 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- エ 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- オ その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

(2) 追加取得講習 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

6 受講対象者

受講対象者は、次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれに定める者とする。

(1) 新規取得講習 次のいずれかに該当する者とする。

- ア 受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習 当該警備業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込書の受付期間

令和4年7月11日（月）から同月15日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、定員になり次第締め切る。

8 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署（持参以外の方法による受講申込書の提出は、認めない。）

9 受講申込書の提出部数等

受講申込書は1通とし、写真（受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの）をその所定欄に貼り付け、6の受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類各1通を添付すること。

- (1) 6の(1)のアに該当する者にあつては、当該警備業務に従事したことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
- (2) 6の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し
- (3) 6の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- (4) 6の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る合格証の写し
- (5) 6の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(6) 6の(2)に該当する者にあつては、現に交付を受けている資格者証等の写し及び(1)から(5)までのいずれかの書面

10 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、次の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額を8の警察署において納付すること。

なお、受講申込書を提出した後に申込みを取り消し、又は受講しなかった場合であっても、既納の受講手数料は還付しない。

警備業務の区分	講習の区分	受講手数料
1号警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
2号警備業務及び 3号警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
4号警備業務	新規取得講習	34,000円
	追加取得講習	10,000円

11 その他

- (1) 本講習は、一般社団法人鳥取県警備業協会に委託して実施する。
- (2) 講習終了後に修了考査を行う。
- (3) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (4) この講習についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年6月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | トリピーネット端末装置等機器賃貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和4年5月25日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 落札金額 | 月額10,701,020円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和4年4月15日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |